

空き家バンク利用誓約書

※下記事項に同意したうえでチェックボックスにチェックを入れてください。

私は、尾鷲市空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）の利用にあたり、尾鷲市空き家バンク制度設置要綱（以下「要綱」という。）に定める制度及び趣旨等を理解したうえで利用を申し込みます。

【共通事項】

- 空き家バンクの制度を理解し、「所有者」、「利用希望者」、「空き家バンク」3者が円滑かつ、良好なコミュニケーションを確立します。
- 空き家バンク制度は、登録された物件について情報発信を行い、空き家利用希望申込があれば、「所有者」に対し「利用希望者」をご紹介するまでの制度であることを理解し、空き家「所有者」と「利用希望者」の間で行う交渉・契約はお互いに誠意をもって臨みます。
- 交渉・契約、近隣トラブル等に関する問題が起きた場合は、「所有者」と「利用希望者」との間で責任をもって解決します。
- 空き家バンクを利用することで得られた所有者及び利用希望者の情報については、決して他の目的で使用しません。
- 売却物件の定期賃貸契約終了後であっても双方の合意がなければ売却契約に至らない場合があります。
- 防犯・緊急を要する場合等、必要に応じて関係団体等と情報の共有又は提供することに同意します。
- 出張所管内に限り、売却物件の定期賃貸を経て売却契約することに同意します。

【所有者（空き家所有者）】

- 既に登録した物件情報（特に価格や条件）と異なった内容での交渉や条件提示はいたしません。条件を変更する場合は、登録変更報告書を市に提出します。
- 所有者は、自身の財産を有効活用するという自覚を持ち、近隣への説明や登記変更、残置物の片付け等についての準備を進めます。（市空き家バンク利用促進助成金をご活用ください）
- 空き家バンクへの物件登録にあたり、登録者と登記上の所有者が一致していない場合は、別に賃貸や売買ができる権限を有している旨を記載した書面を提出します。
- 利用希望者申込書は、本人が記載した内容ですので、市が財務状況や人間性などを調査したものではないため、登録者が最終確認を行い判断します。
- 空き家バンク登録審査の為、登記・税務証明等の取得を尾鷲市政策調整課長に委任します。
- 物件の破損や雨漏りが激しく、倒壊等の危険を伴い、住居内覧調査が不可能な場合、または土砂災害特別警戒区域に該当する物件は登録申請をお断りする場合があります。

【利用希望者（空き家利用者）】

- 尾鷲市の自然環境、災害リスク（地震・津波・土砂災害・その他災害）、生活文化、近隣関係等への理解を深め、地域との協調に努めます。
- 登録されている物件情報は、所有者の申請によるもので、実際の情報と異なる場合があります。見学時や交渉の際に必ず登録者に確認します。
- 物件購入時には、物件購入費用以外に租税、登記費用、その他諸経費が必要な場合がありますので、登録者と協議し決定します。
- 入居する際には近隣への挨拶を行うなど、近隣に配慮した誠意ある対応に努めます。登録者や近隣住民との、交渉、契約、トラブルに関しては、当事者同士で解決します。
- 出張所管内の登録物件に関しては、賃貸・売買に関わらず契約締結までに地域面談を受けることを了承します。

上記のすべての内容について誓約したうえで、尾鷲市長に空き家バンクの利用を申し込みます。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____